

千葉県循環器病センター売店運営業者募集要項

1 目的

この要綱は、千葉県循環器病センター（以下「センター」という。）における売店の運営業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 施設概要

- (1) 施設名 千葉県循環器病センター売店
- (2) 場 所 千葉県循環器病センター内
- (3) 面 積 売店及び倉庫約100㎡（最大の使用許可部分、別添図面参照）
（参考）使用許可面積は隣接ラウンジ分、院外に設置する倉庫も含み、企画提案の内容の面積になります。
- (4) 対象者 職員（約600人）及び患者・家族等

3 売店の実施条件

- (1) 実施方法 行政財産の使用申請を行い、許可を受けた上で事業を行っていただきます。
- (2) 営業開始日 令和7年4月1日
- (3) 営業日 原則として年中無休とします。
- (4) 営業時間 提案によります。ただし、平日の開店は午前7時30分以前とし、閉店は午後8時以降、土曜日・日曜日・祝日の開店は午前10時30分以前とし、閉店は午後5時以降を確保することとします。
- (5) 取扱商品 当病院にて使用する衛生材料等の医療雑貨品を提供できることとします。なお、たばこ及び酒類は販売できません。
- (6) 販売以外のサービス 提案によります。
- (7) 施設関連備品等
 - ①売店事業に必要な機器備品については、事業者の負担により調達・設置を行ってください。特に機器備品の電源確保については留意してください。
 - ②企画提案書に基づく売店レイアウトの変更及び上記機器備品に関する更新・改修は、事業者負担とします。
 - ③その他必要な備品等についても、事業者の負担とします。
- (8) 法令等の遵守 食品衛生法、庁舎管理上の諸規則その他法令、規則等に基づいた事業運営を行っていただきます。
- (9) 使用許可期間
 - ①使用許可の期間は、令和7年4月1日から行政財産使用許可の規定によります。

運業者は、1年ごとに行政財産使用許可の更新の手続きが必要となります。

②店舗の設置、撤去等に要する期間は、使用許可期間に含まれます。

また、病院建物の外に設置する倉庫についても同様です。

③使用許可の更新を受けようとするときは、使用を許可された期間の満了の3ヶ月前までに書面をもって申請してください。

④出店許可条件に違反した場合や、センターが公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするときなどは、使用許可を取り消す場合があります。

なお、この場合、使用許可の取り消しの日から起算して30日以内に使用物件を明け渡す必要があります。

⑤使用許可期間が満了、又は使用許可の取り消しとなった場合には、新しい受託者が業務を速やかに適正かつ円滑に実施することができるよう、十分な配慮のもとに使用物件を明け渡すこととします。

(10) 使用料等 千葉県病院局固定資産管理規程により使用料を徴収します。

使用料は年額一括払いとし、センターの発行する納入通知書により期限内に金融機関に納入することとする。使用許可の取り消し等により許可期間内に使用物件を明け渡すことになった場合にも、使用料の返還は行いません。なお、使用期間中に急激な経済変動、関係法令の改廃、その他の事情変更が生じたときは、使用料を改定する場合があります。

(11) 管理費 使用の許可を受けた部分で使用する光熱水費については、計量機を事業者の負担で設置し、電気料及び水道料等の実費相当分を別途負担していただきます。計量器の検針等が必要な場合は事業者において検針を行うこととします。なお、支払いは毎月払いとし、センターの発行する納入通知書により期限内に金融機関に納入することとします。

(12) 使用にあたっての注意義務等

①施設・設備の管理

(ア)事業者は、使用許可物件（建築、電気、機械及び防災等の各設備は除く。）を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。

(イ)(ア)の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、事業者の負担とします。

(ウ)事業者は、使用許可期間中、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。

(エ)事業者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は営業を委託し、若しくは名義貸し等を行うことはできません。

(オ)事業者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしよ

うとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面によりセンターの承認を受けなければなりません。

②防災上の配慮

事業者は、使用開始に先立ち使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、工事図面ができた時点で、特に設備工事等に関して、消防署と図面提出等の協議を行う必要があります（センターと協議の上実施）。また、消防法等の関係法令を遵守してください。

③衛生管理

仕入れ商品については、安全性等信頼できる業者から仕入れ事故防止に努めてください。なお、販売商品の瑕疵には担保責任を負うこととします。また、業務従事者に対しては、病院という施設の特殊性を考慮し、定期的に健康診断を実施するとともに、院内感染防止対策を講じ、業務従事者は不織布マスクを着用することとします。このほか、感染対策等病院の運営に必要な指示があった場合は、センターの指示に従ってください。以上の措置に係る費用は売店運営業者の負担とします。

④廃棄物の処理及び搬入搬出ルート

(ア) 店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物の回収に必要な容量のゴミ箱等を事業者の負担で設置し、処理を行ってください。

(イ) 商品・廃棄物等の搬入・搬出は、原則、正面玄関以外の出入口を使用してください。ただし、1階の職員時間外出入口の利用は、センターと協議のうえ計画に入れてください。

⑤店舗内の清掃 事業者は、使用の許可を受けた部分の清掃を自ら行ってください。

また、営業時間中、使用許可部分に隣接する客席部分においても善良な管理の保持に努めてください。

⑥閉店後の防犯対策

事業者は、使用の許可を受けた部分の閉店後の防犯対策を自らの負担と責任で講じてください。

⑦原状回復

(ア) 使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、事業者は、自己の負担で、センターが指定する日までに、使用許可物件を現状に回復して返還してください。

(イ) 事業者が原状回復の義務を履行しないときは、センターは事業者の負担においてこれを行うことができます。

⑧損害賠償

- (ア)事業者は、その責めに帰す理由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を現状に回復した場合は、この限りではありません。
- (イ)(ア)に掲げる場合のほか、事業者は、センターが定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。
- (ウ)事業者は、出店場所の使用にあたり、センター又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑨許可取り消しに伴う損失の取扱い

- (ア)使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより事業者に損失が生じた場合でも、センターはその損失を補償しません。
- (イ)使用許可が取り消された場合において、事業者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

⑩その他

- (ア)店舗内は全て禁煙とし、店舗内外に灰皿を設置することはできません。
- (イ)店舗の設置・運営にあたっては、使用許可条件、関係法規及び県の関係規定等に定める事項を遵守してください。
センターは、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し、指示することがあります。
- (ウ)事業者は、センターが災害拠点病院であることを理解し、災害時における食料・物資等の供給に関する協定書を締結することとします。

4 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、千葉県における物品等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加資格者の資格等に基づく指名停止を受けている日が含まれていないこと。共同企業体にて参加する場合、代表企業及び構成企業が入札参加資格の停止を受けている日が含まれていないこと。
- (3) 募集公告の日から事業者の決定の日までの間に、千葉県物品等指名競争入札参加者指名停止等基準（昭和57年12月1日制定）に基づく指名停止及び物品調達等の契約に係る暴力団等排除措置要領に基づく入札参加除

外措置を受けている日が含まれないこと。共同企業体にて参加する場合、代表企業及び構成企業が入札参加除外措置を受けている日が含まれていないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで、又は第6号の規定に該当しない者であること。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体、又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属しない者であること。
- (6) 募集の内容を理解し、売店を運営できる能力を有する者であること。

5 募集期間・応募方法

(1) 募集期間

令和7年1月31日から令和7年2月14日

(2) 応募書類

- ① 応募申請書 様式1
- ② 企画提案書 様式2
- ③ 年間収支見積表 様式3
- ④ 会社概要書 様式4
- ⑤ 誓約書 様式5
- ⑥ 運営実績一覧表（任意様式、運営場所、運営年数）
- ⑦ 定款、登記簿謄本（原本）（個人の場合は、商号登記簿謄本又は住民票）
- ⑧ 納税証明書（直近1年間の個人県民税・個人事業税、法人県民税・法人事業税、地方消費税）
- ⑨ 財務諸表等経営状態の判明できる書面（直近過去3年間の貸借対照表、損益計算書等）、個人の場合は確定申告書
- ⑩ その他企画提案書の説明に要する資料

(3) 書類作成上の注意

- ① 提出書類の規格はA4版とします。（折込可）
- ② 企画提案書の項目は、審査評価項目の順に記載してください。
また、わかりやすく簡潔に記載してください。
- ③ パンフレット等の資料を添付する場合は、必要最小限のものとしてください。

(4) 提出方法 郵送又は持参

(5) 提出部数

13部（原本1部、副本（コピー可）12部）

(6) 提出先

郵便番号 〒290-0512

住 所 千葉県市原市鶴舞575

所 属 千葉県循環器病センター

【お問合せ先】

電話番号 0436-88-3111（内線8401）

F A X 0436-88-3032

6 問い合わせ

本件に関する質問については、「質問書」（様式6）を下記により提出してください。

ただし、応募の状況及び選定委員名等に関する質問や口頭による質問は受け付けません。

提出期限 令和7年 2月7日（金）午後5時必着

提出方法 Eメール（jnkn-kanri@mz.pref.chiba.lg.jp）あて提出し、提出後に到着確認の電話を循環器病センター事務局管理課まで行うこと。

7 選考方法について

（1）審査基準にあたっては、別紙企画提案書の評価基準により評価します。

（2）提出された企画提案書一式は選考審査会で審査を行い、最優秀企画提案を提出した者を運営業者候補とします。

（3）応募数が多数の場合は一次審査として書類選考を行い、二次審査としてプレゼンテーションを実施します。また、参考資料等の追加提出をしていただくことがあります。なお、提案者が1社のみの場合であっても、選考審査会において、内容の審査を行い、選定の可否を決定します。

ただし、当センターが定める最低基準得点に満たない場合は不採用とします。

（4）選考審査会

開催日時 令和7年2月26日（水）に実施予定であり別途通知します。

場 所 千葉県循環器病センター2階多目的ホール

内 容 企画提案者からプレゼンテーション及び選考審査委員からの質疑応答

（5）選考結果については、応募者全員に文書で通知します。

8 発注方法等

（1）企画提案書による運営業者の決定は、循環器病センター売店運営業者選

考審査会による希望業者からのプレゼンテーションにより選定し、その旨通知します。

(2) 行政財産使用許可 令和7年4月1日から

9 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 企画提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。

10 その他留意事項

- (1) 提出期限における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とします。
- (3) 提出書類は返却しないととも、今回の審査会での審査以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

別添図面

病院側 面積 28.06㎡
 入口スペース
 自販機スペース
 休憩スペース

テナント面積 67.99㎡
 売場スペース
 バックヤードスペース
 ストックスペース



—1930—
(通路)